

< 令和7年度 >

街なみ修景助成事業

(宮津市景観まちづくり事業補助金)

募集要領

宮津市では、「宮津市景観条例」及び「宮津・天橋立景観計画」に基づき、魅力ある街なみ形成に資するよう、界限景観まちづくり協定に則した住宅等の修景を支援しています。

募集期間 令和7年5月26日(月)～8月29日(金)



お問い合わせ

宮津市役所 〒626—8501 宮津市字柳縄手345—1
建設部都市住宅課都市計画係 電話0772 - 45 - 1630
FAX0772 - 22 - 2890

1 対象者

宮津市景観条例(以下「景観条例という」)第16条第1項に基づき、宮津市が「界限景観まちづくり協定」として認定した協定(以下「認定協定」という)の締結者で、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する方
(野立広告物等の撤去及び集約化については、野立広告物等を設置されている方)

市町村税を滞納していない方

修景を市内業者の施工により実施する方

「協定の締結者」には、企業、団体及び個人を含みます。

「界限景観まちづくり協定」の認定制度については参考資料をご覧ください。

2 対象となる事業・経費・補助金の額

景観条例第6条に基づく「宮津・天橋立景観計画」及び認定協定の内容に適合する修景のうち、令和8年3月31日までに完了する次のものが対象となります。

なお、補助金の交付は、予算の範囲内で行われますので、採択された場合でも希望された金額の全額が交付されるとは限りません。

事業	補助対象経費	補助金の額
住宅等の修景	住宅等の新築、増築、改築並びに大規模な修繕及び模様替えに係る工事費等のうち、外観に係る費用	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一敷地を単位として150万円を限度とする。
建築設備等の修景	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠蔽又は改善に係る工事費	
外構の修景	門、塀、柵、植栽、街灯等の整備に要する工事費(道路に面している部分に限る。)	
色彩の修景	界限景観まちづくり協定に定める景観形成基準と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景費	
空家の撤去	不特定の者が利用できる緑地等の公共公益性のある利用形態にするための空家の撤去費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、150万円を限度とする。
野立広告物等の撤去及び集約化	自己の管理する住宅等の敷地以外の場所に設置している野立広告物等の撤去費用及び撤去に伴い集約整備を行う経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、15万円を限度とする。

住宅等には、住宅のほかに店舗・旅館・事業所が含まれます。

補助金の交付は、一敷地につき1回限りです。ただし、同一敷地内において異なる箇所の修景を行う場合は、限度額を超えない範囲で補助金の交付を受けることができます。

(例：1年度目に屋根の修景、2年度目に外壁の修景)

街なみ修景事業で補助対象とする箇所は、他の市の補助金で補助対象とする箇所と重複することはできません。

法令等により、補助金の交付が適切でないと市が判断した場合、補助金を受けることができません。

3 補助金の対象とならない事業

この補助金は、「良好な景観の形成に資する取組を推進すること」を目的としていますので、下記の内容は対象となりません。

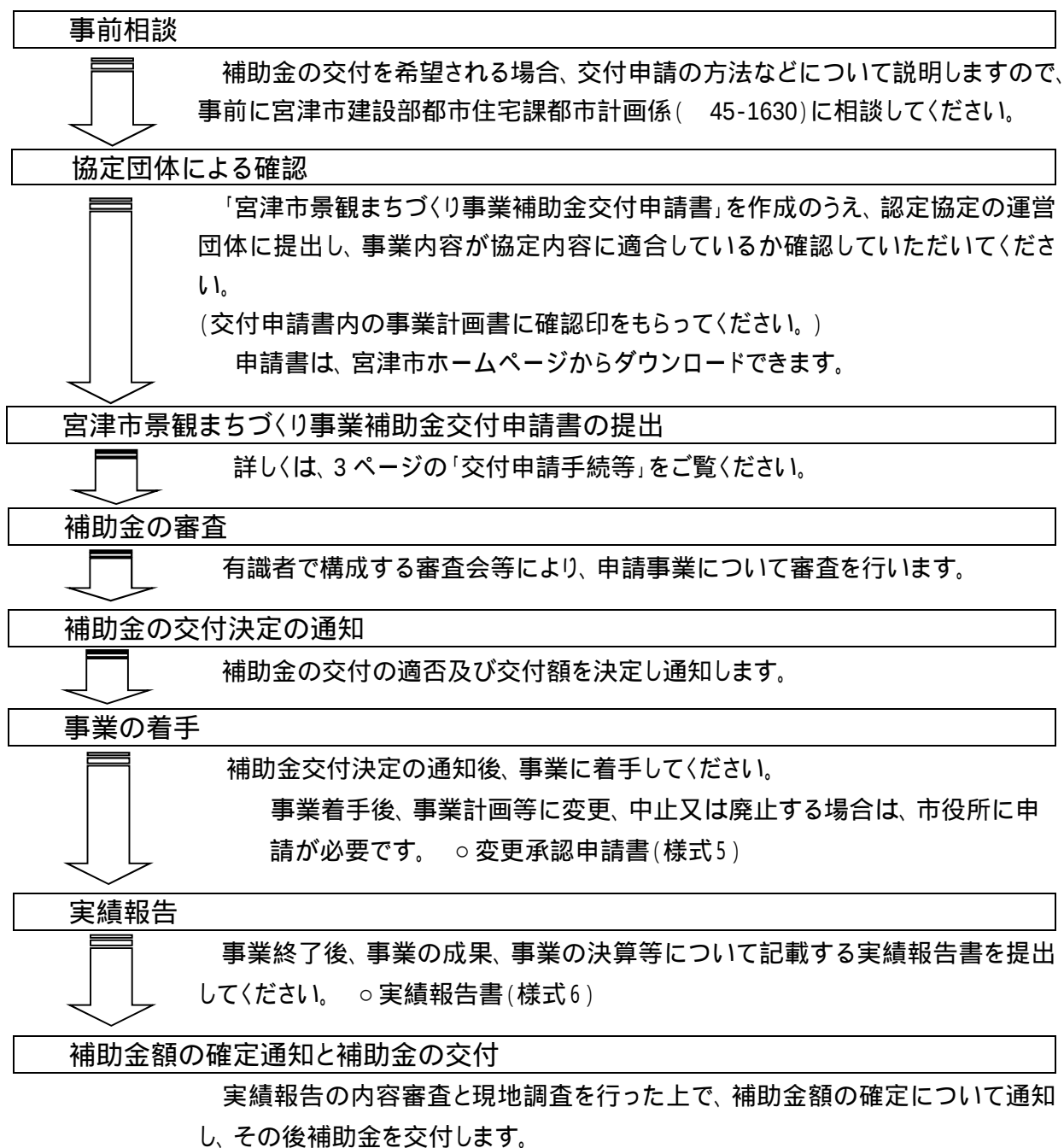
まちなみ景観の向上につながらないもの

劣化により必要となった単なる修繕

(効果が一時的なもの(清掃、落書き除去等は対象外))

審査にあたっては、デザイン委員会に諮りますので、事前に相談していただきますようお願いいたします。

4 補助金が交付されるまでの流れ



5 交付申請手続等

- 1 受付期間 令和7年5月26日(月) ~ 令和7年8月29日(金)
先着順、予算枠に達し次第終了
- 2 提出書類
交付申請書(様式4)
宮津市景観まちづくり事業計画書(様式4-1)
宮津市景観まちづくり事業収支予算書(様式4-2)
工事設計図書(位置図、平面図、立面図等)

施工業者の見積書
着工前の状況を示す写真
市税滞納有無調査承諾書等

- 3 申請の受付 下記の受付場所にご持参ください。
受付場所：宮津市建設部都市住宅課都市計画係(南棟3階)
- 4 提出部数 各1部

6 その他

- ・ 補助金の交付を受けて整備した物件(以下「補助物件」という。)について、将来にわたって保全措置を講じ、継続して街なみの景観形成に寄与させるとともに、良好なまちづくりの推進に努めてください。
- ・ 補助金の交付を受けた者が補助物件を第三者に賃貸し、又は譲渡した場合には、上記の事項を第三者に継承する必要があります。

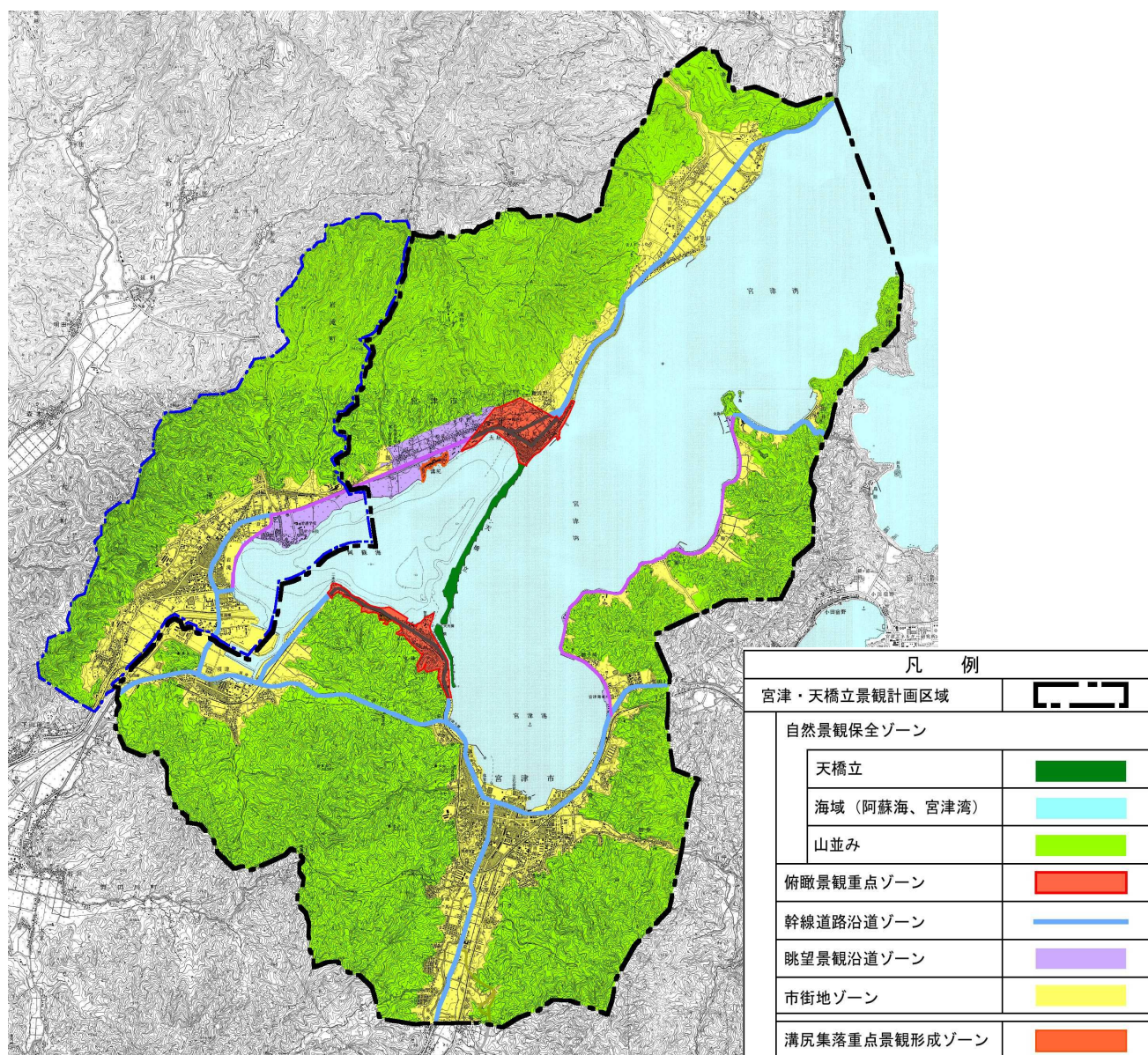
< 参考 > 「界隈景観まちづくり協定」の認定制度について

界隈景観まちづくり協定の認定制度

地域の良好な景観形成やまちづくりを目的とし、住民主導により景観形成ルールを定めた自主協定を締結し、市が「界隈景観まちづくり協定」として認定する制度です。協定を締結した区域内で建物等を新築や改築などを実施される際に、この協定のルールを守ることにより良好な街なみ環境を作っていく仕組みです。

界隈景観まちづくり協定を締結できる地域

宮津・天橋立景観計画区域の範囲になります。(下図のとおり)



認定協定の締結から修景助成の利用までの流れ

アクション1 地域内でのコンセンサスの形成

- 地域会議や自治会などの地域単位で、景観形成に係る勉強会や講演会を通じて、地域の話し合いによるコンセンサスの形成を図る。



アクション2 地域における景観形成ガイドラインの構築

- 気運の高まりに応じて、地域内の景観形成基準に係るガイドライン等、協定の内容を検討し、ルール化を図る。



アクション3 景観に係る協定締結と協定の認定

- 地域内の街区や界限などの単位でルール化を行う合意形成が図れれば、自主協定を締結し、「界限景観まちづくり協定」として宮津市に申請し、認定を受ける。



アクション4 住宅等の修景と協定団体による確認

- 協定締結者が住宅等を新築、改築等される際に、協定で取り決めたルールを守って修景計画をつくり、その計画を協定締結団体が確認。



アクション5 支援制度の活用

- 修景計画を添付のうえ、市へ補助申請すれば、支援制度により助成。